

## 健康創造都市 KOBE 推進会議規約

平成 29 年 7 月 25 日決定  
令和 3 年 7 月 13 日一部改正  
令和 6 年 1 月 22 日一部改正

### (目的)

第 1 条 健康寿命の延伸、健康格差の縮小、個人の健康づくり活動と企業の健康経営を通じた市内経済の活性化に向けて、市民と産学官の連携により誰もが健康になれるまちを目指して必要な取り組みを進めるため、健康創造都市 KOBE 推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (構成)

第 2 条 推進会議は、前条の目的に賛同する民間企業、経済団体、医療福祉関係団体、研究機関、大学、行政機関、市民団体、その他推進会議の目的に賛同する団体等及び有識者（以下「参画団体等」という。）をもって構成する。なお、本規約に定める目的の達成に貢献できるのであれば、神戸市内に事業所等が存在しないことをもって、参画資格を失するものではない。

### (座長の選任等)

第 3 条 推進会議の座長は、参画団体等の互選により定める。

- 2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する副座長が職務を代行する。
- 3 座長の任期は、2 年とする。
- 4 座長は、再任されることができる。

### (総会)

第 4 条 総会は、座長が招集する。

- 2 開催頻度は、年 1 回程度とする。
- 3 座長は、総会の会務を総理する。

### (交流会)

第 5 条 健康創造都市 KOBE の推進に係る事項について、より詳細な検討を行うため、総会の下に交流会を設ける。

- 2 交流会の議事その他運営に関し必要なことは別に定める。

### (推進会議の公開)

第 6 条 推進会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、座長が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 推進会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 推進会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

（推進会議への参画）

第 7 条 推進会議に参画しようとする者は、入会申込書を推進会議事務局あて提出する。

（推進会議からの退会）

第 8 条 参画団体等は、退会しようとするときは推進会議事務局に申し出るものとする。

（雑則）

第 9 条 この規約に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。